

奈井江町中小企業振興保証融資

# 新型コロナウイルス感染症対策特別融資

**取扱期間 令和4年3月31日まで（1年間延長）****申込ができる方**

- 奈井江町に1年以上居住し、同一企業（北海道信用保証協会の信用保証の対象法人・業種に限ります。）を6か月以上経営している方
- 町税等を滞納していない方
- 融資を受ける資金について、十分な償還能力がある方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している方（減少幅は問いません。）

**貸付条件**

- 運転資金 1,000万円以内
- 償還期限・据置期間
  - ・500万円以内 7年以内（据置1年以内）
  - ・500万円超 10年以内（据置2年以内）
- 利率
  - ・1年以内 長期プライムレートに0.1%を加えた率
  - ・1年超～5年以内 長期プライムレートに0.5%を加えた率
  - ・5年超 長期プライムレートに0.7%を加えた率
- 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き

**保証料補給 10/10****利子補給 10/10****取扱金融機関・申込先**

北門信用金庫 奈井江支店 空知商工信用組合 砂川支店  
奈井江町商工会

※融資の実行の可否に際しては、取扱金融機関や信用保証協会による審査があります。（町が直接融資する制度ではありません。）

**問合わせ**

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118

✉shoko@town.naie.lg.jp

融資制度の詳細は、町が定める要綱、各金融機関、北海道信用保証協会の定めるところによります。